

令和4年度

教育・保育施設等の利用のしおり



旭川市キャラクター

ゆっきりん



旭川市シンボルキャラクター

あさっぴー

— もくじ —

1	教育・保育の施設・事業所一覧	1
2	施設・事業所を利用するには	5
3	1号認定を受けて教育を利用する	5
4	2号・3号認定を受けて保育を利用する	6
5	保育料	11
6	利用手続に必要な書類	15
7	手続の一部にマイナンバーが必要になります	18
8	その他のサービス	19
9	民間の放課後児童クラブ実施施設・事業所一覧	21
10	認可外保育施設一覧	22

<問合せ先>

〒070-8525

旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階

旭川市子育て支援部こども育成課保育給付係

電話：0166-25-9845（平日 午前8時45分～午後5時15分）



事実と異なった申告、証明書を提出された場合、入所の取消や子どもの施設・事業所の利用に係る給付費（経費）の返還を求めることがありますのであらかじめご了承ください。

— 子ども・子育て支援法 —（抄）

（不正利得の徴収）

第12条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

1 教育・保育の施設・事業所一覧

(1) 認可施設・事業所の種類

旭川市内には、次の5種類の認可を受けている施設・事業所があります。

種類	特長
認可保育所	保護者が就労、病気などの事情で子どもを保育することができない場合に、保護者に代わって保育する施設です。
認定こども園	保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。
小規模保育事業所	0歳児～2歳児の少人数（6人～19人）の子どもを対象にきめ細かな保育を行います。 <u>4ページの二重線枠内もお読みください。</u>
事業所内保育事業所	企業の事業所内の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。 <u>4ページの二重線枠内もお読みください。</u>
幼稚園	満3歳から小学校就学前までの子どもを対象に教育を行います。

(2) 市内認可施設・事業所一覧（令和4年4月1日現在）

地区	種類 ※1	施設 番号	名称（園名）	所在地	電話番号	定員 ※2	開所時間 （教育標準時間） ※3	保育短時間	対象 年齢	延長 ※4	特支 ※5	一時 ※6
中央	保	211	旭川頌栄保育園	2条西3丁目	23-9508	60	7:30～18:30	8:30～16:30	0～5			
	小	3101	風の子保育園	7条西1丁目	23-7371	19	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2			
	認	3363	幼稚園型認定こども園 旭川別院附属大谷さくら幼稚園	宮下通2丁目	22-1715	保 60 教 45	7:30～18:30 (10:00～14:00)	8:30～16:30	0～5			
	小	3111	あおぞら保育園	宮下通26丁目	35-5060	9	7:45～18:45	8:30～16:30	0～2			
	小	3114	旭川すばる保育園	1条通24丁目	76-1098	12	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2			
	認	3390	認定こども園 わんぱく保育園北彩都園	宮下通11丁目	73-3941	保 80 教 9	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5			
		3391	認定こども園 わんぱく保育園夜間園（分園）	2条通11丁目	21-8554	30	11:00～22:00	11:00～19:00	0～5	※7		○
		3392	認定こども園 わんぱく保育園にこにこ園（分園）		21-8880	40	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2			
	認	3393	保育所型認定こども園 旭川隣保会第二こども園	2条通20丁目	31-6084	保 100 教 6	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5		○	
	保	256	エルム保育園	3条通18丁目	33-3300	40	11:00～22:00	11:00～19:00	0～5	※8		
	小	3100	あひる保育園	5条通12丁目	23-1406	15	7:30～18:30	9:00～17:00	0～2			
	認	3316	認定こども園 慈光園保育所	5条通19丁目	33-2023	保 130 教 9	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5	○		
	認	3324	幼保連携型認定こども園 旭川隣保会第一こども園	6条通3丁目	22-4651	保 170 教 9	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5	○	○	
	認	3300	認定こども園 ひまわり幼稚園	6条通25丁目	32-0077	保 40 教 75	7:30～18:30 (10:00～14:00)	8:30～16:30	0～5			
	保	231	旭川啓明保育園	南6条通24丁目	31-8243	80	7:30～18:30	8:30～16:30	0～5			
	小	3115	小規模保育所おひさま	南7条通26丁目	35-2188	12	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2			
	保	3003	おひさまの森	南8条通26丁目	33-7573	50	7:30～18:30	8:30～16:30	0～5		○	
北星	認	3315	北星おおぞら 認定こども園	旭町2条6丁目	51-2347	保 110 教 9	7:00～18:00 (9:00～13:00)	8:00～16:00	0～5	○	○	
	保	215	わかば保育園	北門町9丁目	76-1655	100	7:30～18:30	8:30～16:30	0～5		○	
	保	103	旭川市立近文保育所	緑町16丁目	51-0352	96	7:00～18:00	8:30～16:30	0～5	○	○	
	保	206	旭川隣保会乳児保育所	本町2丁目	51-2526	60	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2			
	小	3118	みずほ通り保育園	大町1条3丁目	59-5005	19	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2			
	認	3341	幼保連携型認定こども園 大町のぞみこども園	大町2条12丁目	73-8625	保 95 教 10	7:30～18:30 (9:00～13:00)	8:30～16:30	0～5		○	○
	小	3120	さぼーとナビ保育園	川端町4条6丁目	73-8330	19	7:30～18:30	8:30～16:30	0～2			

地区	種類 ※1	施設 番号	名称(園名)	所在地	電話番号	定員 ※2	開所時間 (教育標準時間) ※3	保育短時間	対象 年齢	延長 ※4	特支 ※5	一時 ※6
春光	認	3364	鉄道弘済会旭川認定こども園	春光2条8丁目	51-0572	保 90 教 6	7:00~18:00 (9:00~13:00)	8:30~16:30	0~5	○	○	
	保	2079	ほのぼの保育園	春光3条7丁目	53-4101	90	7:30~18:30	8:30~16:30	0~5			
	認	3389	保育所型認定こども園 旭川隣保会第三こども園	春光4条4丁目	51-2965	保 90 教 6	7:00~18:00 (9:00~13:00)	8:30~16:30	0~5	○	○	
	保	213	こぐま保育園	春光5条8丁目	51-9611	75	7:30~18:30	8:30~16:30	0~5		○	
	保	236	旭川春光台保育園	春光台3条3丁目	54-3106	70	7:30~18:30	8:30~16:30	0~5		○	
	認	3303	認定こども園 百華幼稚園	春光台3条4丁目	51-3850	保 75 教 90	7:30~18:30 (10:00~14:00)	9:00~17:00	1~5			
末広	認	3346	保育所型認定こども園 旭川蘭契こども園	末広1条2丁目	53-5386	保 100 教 9	7:30~18:30 (9:00~13:00)	9:00~17:00	0~5		○	
	認	3304	しらかば認定こども園	末広2条8丁目	57-5218	保 70 教 9	7:15~18:15 (9:30~13:30)	8:30~16:30	0~5			
	認	3301	幼保連携型認定こども園 末広こまどり	末広2条13丁目	74-5811	保 70 教 15	7:00~18:00 (9:00~13:00)	8:30~16:30	0~5	○	○	
	小	3122	はちみつ保育園	末広3条1丁目	73-8400	12	7:30~18:30	8:30~16:30	0~2			
	小	3103	こうさぎ保育園	末広5条3丁目	55-2354	19	7:30~18:30	8:30~16:30	0~2			
	保	214	末広保育園	末広6条2丁目	51-6545	90	7:15~18:15	8:30~16:30	0~5		○	○
	認	3325	幼保連携型認定こども園 末広第二こども園	末広6条7丁目	57-6434	保 105 教 15	7:00~18:00 (9:00~13:00)	8:30~16:30	0~5	○		
	認	3310	旭川あかしあ 認定こども園	末広東2条9丁目	57-6400	保 80 教 9	7:00~18:00 (9:30~13:30)	8:30~16:30	0~5	○	○	
新旭川	認	3309	幼保連携型認定こども園 東鷹栖森のこども園	東鷹栖4条5丁目	73-6911	保 30 教 7	7:30~18:30 (9:00~13:00)	8:30~16:30	0~5		○	
	保	3004	キララ保育園	東1条3丁目	27-3215	40	7:30~18:30	8:30~16:30	0~5			
	認	3306	認定こども園 新富保育園	東5条11丁目	24-0483	保 95 教 35	7:30~18:30 (10:00~14:00)	8:30~16:30	2~5			
	保	242	東六条保育園	東6条6丁目	24-0380	60	7:00~18:00	8:30~16:30	0~5	○	○	○
	小	3102	保育園げんき!	東6条6丁目	25-4154	19	7:30~18:30	8:30~16:30	0~2			
	小	3112	さらな保育園	金星町1丁目	24-1800	19	7:30~18:30	8:30~16:30	0~2			
	保	102	旭川市立新旭川保育所	大雪通7丁目	23-5409	90	7:00~18:00	8:30~16:30	0~5	○	○	
永山	保	246	まこと保育園	永山3条3丁目	47-0027	60	7:30~18:30	8:30~16:30	0~5			
	事	3200	たいせつ保育園	永山4条13丁目	40-1238	30	7:30~18:30	9:00~17:00	0~2			
	認	3319	認定こども園 永山あゆみ保育園	永山5条9丁目	48-0600	保 60 教 9	7:30~18:30 (9:00~13:00)	8:30~16:30	0~5			
	認	3322	永山おおぞら 認定こども園	永山5条15丁目	85-6992	保 90 教 9	7:30~18:30 (9:00~13:00)	8:00~16:00	0~5		○	
	認	3323	永山おおぞら 認定こども園(分園)	永山5条16丁目	85-6710	30	7:30~18:30	8:00~16:00	0~1			
	小	3105	ミニ保育園つくしの家	永山7条18丁目	48-8368	12	7:30~18:30	8:30~16:30	0~2			
	認	3394	認定こども園 せせらぎ保育園	永山8条6丁目	46-1173	保 72 教 6	7:30~18:30 (9:00~13:00)	8:30~16:30	0~5			
	保	234	旭川太陽保育園	永山8条13丁目	48-0022	120	7:00~18:00	8:00~16:00	0~5	○	○	
	小	3117	永山こどもの杜保育園	永山11条4丁目	73-7330	19	7:30~18:30	8:30~16:30	0~2			
	保	245	永山ほたる保育園	永山町5丁目	46-4748	90	7:00~18:00	8:30~16:30	0~5	○	○	○
	認	3320	認定こども園 永山くるみ保育園	永山町8丁目	40-2500	保 90 教 9	7:30~18:30 (9:00~13:00)	8:30~16:30	0~5			○
	事	3202	あすく保育園	秋月2条2丁目	47-5575	19	7:30~18:30	8:30~16:30	0~2			
	認	3343	幼保連携型認定こども園 秋月こども園	秋月2条2丁目	46-1080	保 125 教 10	7:00~18:00 (9:00~13:00)	8:00~16:00	0~5	○	○	
	認	3344	幼保連携型永山太陽 認定こども園	永山7条20丁目	76-6080	保 125 教 10	7:30~18:30 (9:00~13:00)	8:00~16:00	0~5		○	

地区	種類 ※1	施設 番号	名称(園名)	所在地	電話番号	定員 ※2	開所時間 (教育標準時間) ※3	保育短時間	対象 年齢	延長 ※4	特支 ※5	一時 ※6
神居・忠和	認	3367	認定こども園 旭川ねむのき保育園	神居1条9丁目	62-6838	保 100 教 9	7:30~18:30 (9:00~13:00)	8:00~16:00	0~5		○	
	保	224	旭川保育園	神居3条16丁目	62-6261	75	7:30~18:30	8:30~16:30	0~5		○	
	小	3116	小規模保育園めっくら	神居8条5丁目	73-5170	19	7:30~18:30	8:30~16:30	0~2			
	認	3305	いずみこども園	神居9条4丁目	62-8986	保 90 教 9	7:00~18:00 (9:00~13:00)	8:30~16:30	0~5	○	○	○
	保	219	忠和保育園	忠和2条5丁目	62-4975	75	7:30~18:30	8:30~16:30	0~5		○	
	認	3302	認定こども園 ひとみ幼稚園	忠和4条1丁目	62-1706	保 35 教 75	7:30~18:30 (10:00~14:00)	8:00~16:00	1~5			
	保	227	旭川つばさ保育園	忠和6条6丁目	62-7738	80	7:00~18:00	8:30~16:30	0~5	○	○	
	事	3203	ぽっかぽか保育園	忠和6条6丁目	76-1700	24	7:30~18:30	8:30~16:30	0~2			
神楽・神楽岡・緑が丘	保	232	旭川のびろ保育園	神楽2条5丁目	61-3306	75	7:30~18:30	8:30~16:30	0~5		○	
	認	3366	認定こども園 旭川宮前保育園	神楽2条12丁目	61-0568	保 90 教 9	7:00~18:00 (9:00~13:00)	8:00~16:00	0~5	○		
	保	104	旭川市立神楽保育所	神楽4条8丁目	61-2431	66	7:00~18:00	8:30~16:30	0~5	○	○	○
	認	3395	認定こども園 旭川わかくさ保育園	神楽岡2条6丁目	65-6916	保 70 教 9	7:45~18:45 (9:30~13:30)	8:00~16:00	0~5		○	
	保	217	神楽岡保育園	神楽岡14条4丁目	65-0015	80	7:30~18:30	8:30~16:30	0~5			
	保	243	緑が丘東保育園	緑が丘2条4丁目	65-1142	110	7:00~18:00	8:30~16:30	0~5	○	○	
	小	3106	藤原さんち保育園	緑が丘東3条1丁目	76-5301	19	7:30~18:30	9:00~17:00	0~2			
	認	3318	旭川おおぞら 認定こども園	緑が丘東3条1丁目	65-2912	保 71 教 9	7:00~18:00 (9:00~13:00)	8:00~16:00	0~5	○		
	保	3000	楽集館	緑が丘東4条3丁目	65-7355	40	7:30~18:30	8:00~16:00	0~5			
	小	3113	小規模保育室あゆみ	旭神町22-54	85-6256	12	7:45~18:45	8:00~16:00	0~2			
	保	252	旭川あゆみ幼稚園 附属保育園	旭神町22-71	66-9988	90	7:45~18:45	8:00~16:00	0~5			○
	保	3001	みどり保育園	旭神2条2丁目	65-2733	30	7:30~18:30	8:30~16:30	0~5			
	認	3307	幼保連携型認定こども園 西神楽宮前こども園	西神楽南1条1丁目	76-4327	保 30 教 6	7:30~18:30 (9:00~13:00)	8:00~16:00	0~5		○	
東光	認	3365	こひつじ認定こども園	東光4条1丁目	33-1690	保 90 教 9	7:30~18:30 (9:00~13:00)	8:30~16:30	0~5		○	
	認	216	東栄保育園 ※9	東光4条5丁目	31-1241	保 110 教 9	7:00~18:00 (9:00~13:00)	8:00~16:00	0~5	○	○	
	保	239	東光乳児保育園	東光6条3丁目	33-3799	30	7:30~18:30	8:30~16:30	0~2			
	認	3326	幼保連携型 バンビ認定こども園	東光11条3丁目	33-1199	保 75 教 15	7:00~18:00 (9:30~13:30)	8:00~16:00	0~5	○		
	保	222	真和保育園	東光17条5丁目	33-7996	100	7:30~18:30	8:30~16:30	0~5		○	
	保	250	キュービッド保育園	東光17条9丁目	31-0000	90	7:30~18:30	8:30~16:30	0~5			○
	認	3345	幼保連携型認定こども園 東光宮前こども園	東光6条4丁目	74-3690	保 120 教 9	7:00~18:00 (9:00~13:00)	8:00~16:00	0~5	○	○	○
豊岡・東旭川	保	241	中央乳児保育園	豊岡2条7丁目	34-2337	30	7:30~18:30	9:00~17:00	0~2			
	認	3347	幼保連携型 豊岡蘭契認定こども園	豊岡3条3丁目	38-6815	保 90 教 9	7:00~18:00 (9:00~13:00)	9:00~17:00	0~5	○	○	○
	小	3119	オーキッド保育園	豊岡3条5丁目	74-5808	19	7:30~18:30	9:00~17:00	0~2			
	保	225	旭川だいいち保育園	豊岡3条7丁目	31-9367	100	7:00~18:00	9:00~17:00	0~5	○		
	認	3321	認定こども園 龍谷きくし保育園	豊岡5条4丁目	38-8181	保 80 教 9	7:30~18:30 (9:00~13:00)	8:00~16:00	0~5			
	小	3104	ちびっこ保育園豊岡	豊岡5条4丁目	34-4144	17	7:30~18:30	8:30~16:30	0~2			
	認	3368	認定こども園愛豊保育園	豊岡11条4丁目	32-4011	保 90 教 9	7:30~18:30 (9:00~13:00)	8:30~16:30	0~5			
	認	3317	のなか認定こども園	豊岡11条8丁目	33-1177	保 120 教 9	7:00~18:00 (9:00~13:00)	8:00~16:00	0~5	○		
	小	3121	小規模保育園ふたばの庭	豊岡6条7丁目	76-1396	17	7:30~18:30	8:30~16:30	0~2			
	認	3396	幼保連携型認定こども園 エールこども園	東旭川町下兵村 369-9	36-8085	保 102 教 9	7:30~18:30 (9:00~13:00)	8:30~16:30	0~5		○	○
	認	3348	認定こども園 ののほな保育園	東旭川南1条4丁目	36-5587	保 80 教 6	7:30~18:30 (9:00~13:00)	8:30~16:30	0~5		○	
	認	3308	幼保連携型認定こども園 東旭川こども園	東旭川南1条6丁目	37-3811	保 60 教 6	7:30~18:30 (9:30~13:30)	9:00~17:00	0~5		○	

◎施設型給付を受ける幼稚園

地区	番号	種類	名称（園名）	所在地	電話番号	定員	教育標準時間	対象年齢
中 央	1	幼	旭川聖母幼稚園	6条通22丁目	32-2021	75	9:00～14:00	3～5
北 星	2	幼	旭川みその幼稚園	大町1条5丁目	54-6555	35	9:00～14:00	3～5
	3	幼	旭川天使幼稚園	大町1条10丁目	51-3493	60	9:00～14:00	3～5
	4	幼	さくらおか幼稚園	旭町1条16丁目	51-3831	75	9:00～14:00	3～5
春 光	5	幼	めいほう幼稚園	春光6条6丁目	52-2750	105	9:00～14:00	3～5
	6	幼	旭川藤幼稚園	花咲町6丁目	51-2972	120	8:30～14:00	3～5
末 広	7	幼	あすなろ幼稚園	末広3条3丁目	53-4443	60	9:00～14:00	3～5
新旭川	8	幼	みどり幼稚園	金星町1丁目	26-2972	90	9:30～13:30	3～5
永 山	9	幼	くりの木幼稚園	永山町4丁目	47-2274	180	10:00～14:00	3～5
	10	幼	旭川大学附属幼稚園	永山5条23丁目	48-3126	120	8:45～14:00	3～5
神居・忠和	11	幼	めばえ幼稚園	神居8条12丁目	61-0524	90	10:00～14:00	3～5
	12	幼	ユリアナ幼稚園	神居6条19丁目	62-1203	75	8:30～14:00	3～5
	13	幼	旭川こばと幼稚園	忠和3条8丁目	62-6255	130	10:00～14:00	3～5
神楽・神楽岡・緑が丘	14	幼	わかば幼稚園	緑が丘2条2丁目	65-3766	90	9:00～14:00	3～5
	15	幼	旭川白百合幼稚園	神楽6条1丁目	61-6748	175	10:00～14:00	3～5
東 光	16	幼	やまと幼稚園	東光9条1丁目	31-1345	25	10:00～14:00	3～5
	17	幼	旭川東光幼稚園	東光18条6丁目	34-4111	105	9:00～14:00	3～5
豊岡・東旭川	18	幼	きくし幼稚園	豊岡5条4丁目	31-3519	105	10:00～14:00	3～5
	19	幼	旭川ふたば幼稚園	豊岡6条7丁目	33-6608	150	10:00～14:00	3～5

※1「保」：認可保育所 「認」：認定こども園 「小」：小規模保育事業所 「事」：事業所内保育事業所 「幼」：幼稚園

※2「教」：教育の定員数 「保」：保育の定員数

※3「教育標準時間」：教育利用をする際の利用時間のことをいいます。

※4「延長」：午後7時までの延長保育を実施している施設です。

※5「特支」：特別支援保育を実施している施設です。

※6「一時」：一時預かり（一般型）を実施している施設です。

※7 認定こども園わんぱく保育園夜間園の長時間延長保育について

①午前8時から午前11時まで ②午後10時から午前1時まで（認定こども園わんぱく保育園夜間園への申込みが必要です。）

※8 エルム保育園の長時間延長保育について

①午前7時から午前11時まで ②午後10時から午前2時まで（エルム保育園への申込みが必要です。）

※9 認可保育所から認定こども園に移行予定です。

◎小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の卒園後の利用先について

小規模保育事業所及び事業所内保育事業所（以下、地域型保育事業所という）の卒園後に保育所等の利用を希望する場合、改めて利用申込が必要となりますが、継続的な保育環境を確保するため、利用施設の決定に際し次のような取扱いを行っています。

（1）地域型保育事業所では、認可保育所、認定こども園又は幼稚園を連携施設として設定しています。連携施設では地域型保育事業所の卒園児が卒園後の利用先を確保できるよう卒園児を受入れ、引き続き保育又は教育を提供します。
※連携施設への入所が必ずしも保証されるものではありません。

（2）地域型保育事業所の卒園児が、連携施設以外の保育所又は認定こども園の利用を希望する場合（連携施設の入所枠より利用希望者が多い場合も含む）、利用調整の際に優先度を引き上げ、卒園後の利用先を確保しやすくします。

【注意事項】

（1）「0歳児」は生後8週経過後から（ひまわり幼稚園のみ生後4か月後から入所することができます。）

（2）対象年齢は、原則として入所する年度の4月1日時点の年齢となります。

（3）対象年齢が「1～」の施設は満1歳の誕生日月から、「2～」の施設は満2歳の誕生日月から入所することができます。

（4）幼稚園及び認定こども園の1号認定の利用は、3歳になる誕生日の前日から入所することができますが、詳細は各園にお問い合わせください。

旭川市ホームページにおいて、市内認可保育施設・事業所の情報・地図・を公開しております。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/800/808/811/d052281.html>

QRコード読取機能のある携帯電話をご利用の方は、右のQRコードからアクセスすることができます。



2 施設・事業所を利用するには

「1 教育・保育の施設・事業所一覧」に掲げる施設・事業所を利用するには、子どものための教育・保育給付認定を受ける必要があります。利用申込と同時に申請ができます。（次の3つの認定区分のいずれかの認定を受ける必要があります。なお、令和元年10月1日から新設された施設等利用給付認定とは異なります。）

■子どものための教育・保育給付認定

認定区分	対象子ども		利用可能施設
1号認定	満3歳以上	教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定		保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満		小規模保育事業所 事業所内保育事業所など



利用手続について知りたい

■ 1号認定を受けて教育を利用

⇒ 5ページをご覧ください。

■ 2号・3号認定を受けて保育を利用

⇒ 6～10ページをご覧ください。



手続に必要な書類について知りたい

⇒ 15～17ページをご覧ください。

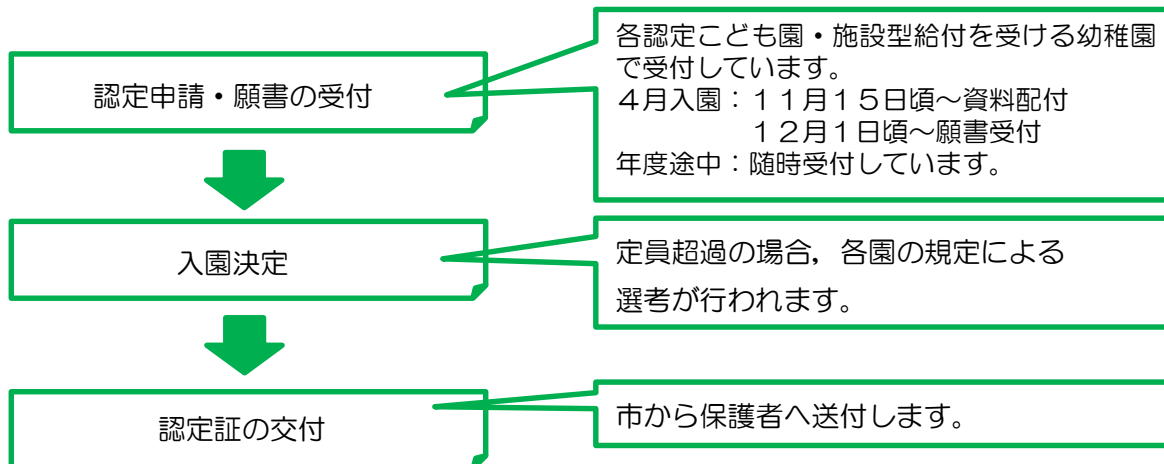
3 1号認定を受けて教育を利用する

手続の流れ

令和4年度の利用手続は次のとおりです。

※子どものための教育・保育給付認定の1号認定を受ける必要がある園についての説明です。

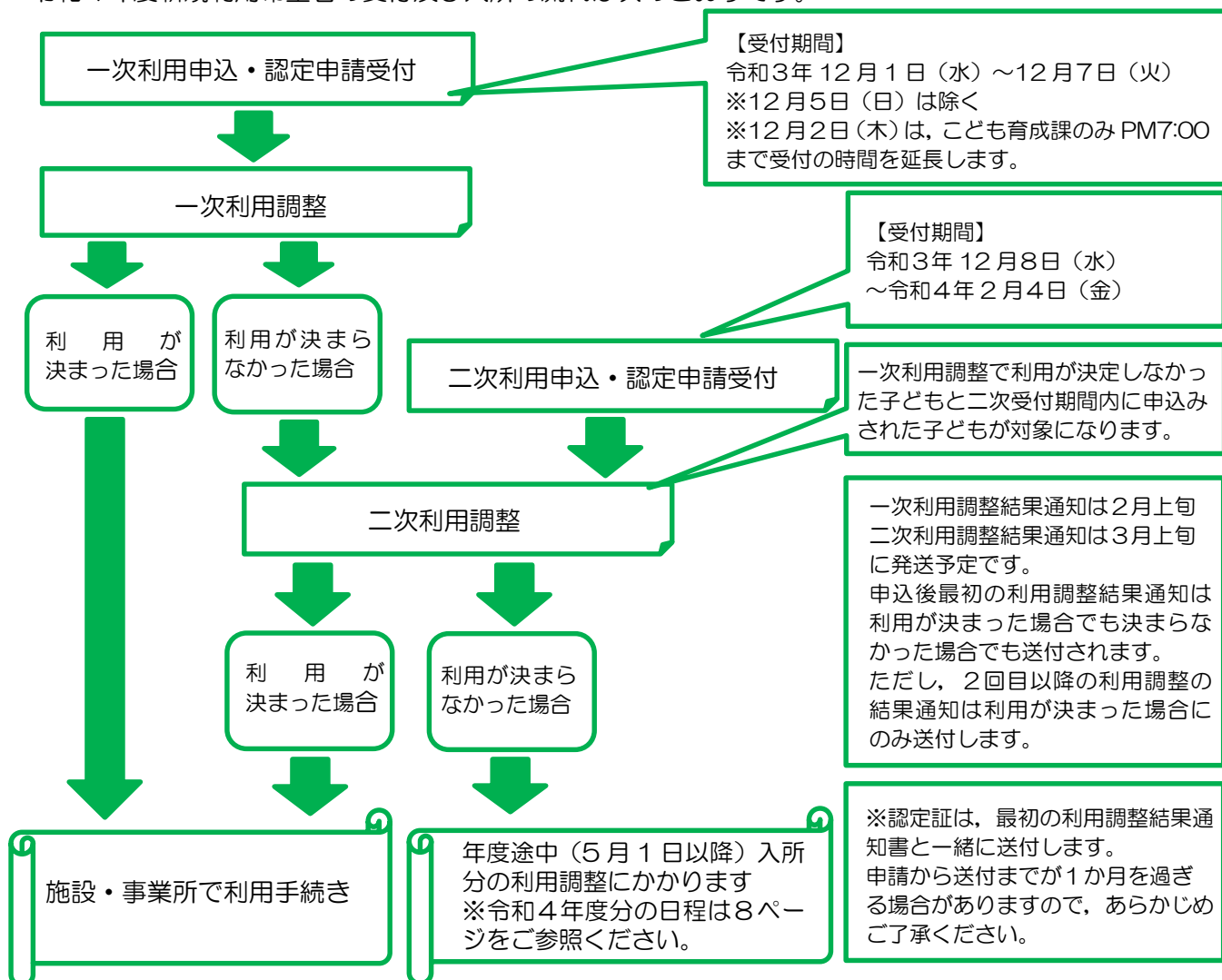
対象となるのは、認定こども園及び施設型給付を受けている幼稚園です。（1～4ページ参照。）



4 2号・3号認定を受けて保育を利用する

(1) 手続の流れ

令和4年度新規利用希望者の受付及び入所の流れは次のとおりです。



認定申請・利用調整の受付はどこでしていますか？

こども育成課窓口又は1～3ページに記載の各施設・事業所で受付しています。

※各支所での受付は行っていません。

※産前産後休暇・育児休業明けの時期からの利用希望の申込みは、こども育成課窓口のみでの受付となります。(出生前からの申込みもできます。)

受付時、保育の必要性を証明する書類が不足しているときは、利用調整ができない、又は利用調整時に優先順位が下がる場合があります。



年度途中でも入所の申込みを行うことができます。(二次利用調整後の申込の流れ。)

■申込締切日：利用を希望する月の前月の10日(土日・祝日の場合はその前の平日)

※年度途中の利用申込は令和4年12月23日まで受付します。

■結果通知日：利用調整結果通知書・認定証は毎月17日頃に発送します。

(利用調整結果通知後の手続については、8ページをご覧ください。)

（２）保育の必要性の認定とは

２号・３号認定を受けるには、保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当することが必要となります。

事由	保育必要量
月６０時間以上就労することを常態としていること	１か月の就労時間が、 原則 １２０ 時間以上：保育標準時間 原則 ６０ 時間以上 １２０ 時間未満：保育短時間
妊娠中又は出産後間もないこと（認定の有効期間は、産前６週間から産後８週間が経過する日の翌日が属する月の末日まで。）	保育標準時間
長期にわたり、病気・負傷・心身に障害があること	保育標準時間
親族等を常時看護又は介護していること	１か月の看護・介護時間が、 原則 １２０ 時間以上：保育標準時間 原則 ６０ 時間以上 １２０ 時間未満：保育短時間
求職活動を継続的に行っていること（認定の有効期限は、認定証の効力が発生した日から９０日を経過する日が属する月の末日まで。）	保育短時間
就学・職業訓練をしていること	１か月の就学等の時間が、 原則 １２０ 時間以上：保育標準時間 原則 ６０ 時間以上 １２０ 時間未満：保育短時間
育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること（認定の有効期間は、育児休業開始の日から原則最大１年間まで。）	保育短時間
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	保育標準時間



保育必要量とは？

保育の必要性の度合いに応じ、「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかの保育必要量の認定を受けることとなります。認定内容により、利用できる時間が次のとおり異なります。

- 保育標準時間：１日最長 １１ 時間（１～３ページの施設一覧の開所時間帯）利用できます。
- 保育短時間：１日最長 ８ 時間（１～３ページの施設一覧の保育短時間帯）利用できます。

なお、保護者が２人（父母など）いる場合は、２人が「保育標準時間」の事由を満たしている場合に「保育標準時間」として認定されます。（一方が「保育短時間」の事由しか満たしていないときは、「保育短時間」として認定します。）

(3) 利用調整とは

利用希望者数が保育施設等の定員を超える場合、家庭状況・保護者の就労状況等により、優先順位をつけ、利用について調整を行います。

令和4年度の利用調整日程は次のとおりです。

申込（希望変更）期限	結果通知予定日	利用開始日	申込（希望変更）期限	結果通知予定日	利用開始日
4月 8日（金）	4月15日（金）	5月1日以降	9月 9日（金）	9月16日（金）	10月1日以降
5月10日（火）	5月17日（火）	6月1日以降	10月 7日（金）	10月17日（月）	11月1日以降
6月10日（金）	6月17日（金）	7月1日以降	11月10日（木）	11月17日（木）	12月1日以降
7月 8日（金）	7月15日（金）	8月1日以降	12月 9日（金）	12月16日（金）	令和5年1月1日以降
8月10日（水）	8月17日（水）	9月1日以降	12月23日（金）	12月29日（木）	令和5年2月1日以降



利用調整の結果通知書を受け取ったら・・・

■ 利用先施設・事業所が決定したとき

⇒ 利用先の施設・事業所に直接連絡を取り、入所に関する必要な手続きを行ってください。

■ 利用先施設・事業所が決定しなかったとき

⇒ 引き続き年度内は、毎月1回利用調整を行います。利用調整の結果、利用が決定した場合に、利用調整の結果通知を送付します。年度途中入所分の利用調整は、12月23日が最後となります。希望施設の追加・変更は電話で承ることもできます。保育給付係（25-9845）までご連絡ください。



⇒子育て支援ナビゲーターが施設の利用について、電話・窓口でのご相談を受付しています。

平日 午前9時15分～午後5時15分 TEL：25-6888



認可保育所等の空き状況を教えてください。

利用調整の結果通知後、市内認可保育所等の受入可能児童数を、旭川市のホームページで公表しておりますので、ご活用ください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/232/233/index.html>

利用決定後、転出等のやむを得ない事情により利用を辞退しなければならなくなったときは、必ず旭川市こども育成課保育給付係及び決定した施設・事業所の両方へご連絡ください。辞退の連絡がない場合は、施設・事業所を利用するものとみなします（この場合、保育料が発生します）。
なお、利用申込の際は、利用可能な施設・事業所のみを希望してください。

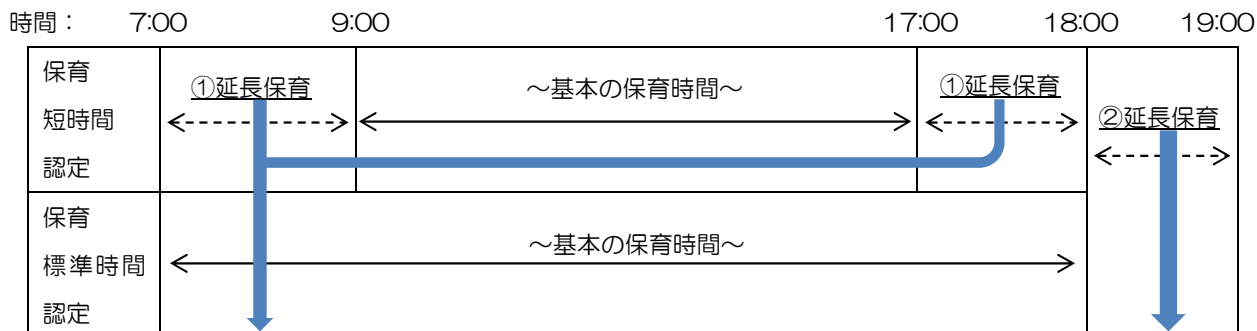
(4) 延長保育

保育必要量に応じて、延長保育を利用することができます。利用手続・利用料については、各園にお問い合わせください。 ※ 広域利用の方は対象外となります。



延長保育の利用例

【開所時間 7:00～18:00、保育短時間の時間帯 9:00～17:00 の園の場合】



表①：保育短時間認定の場合に、保育標準時間の開所時間帯まで利用することができます。

※保護者が求職活動中、育児休業中などの場合原則延長保育の利用はできませんが、就職面接や介護等のやむを得ない場合は利用可能です。

■ 利用料（月額利用のみ）

- ・3号認定（令和4年4月1日時点で3歳未満の子ども）
⇒決定を受けた保育料階層の
「保育標準時間の額」－「保育短時間の額」
（保育料については、11～13ページ参照）
- ・2号認定（令和4年4月1日時点で3歳以上の子ども）
⇒0円

表②：開所時間を超えて、午後7時まで利用することができます。

■ 利用料：（月額・日額利用あり）

- ・3号認定（令和4年4月1日時点で3歳未満の子ども）
月額利用⇒決定を受けた保育料階層の保育標準時間の保育料の1割の額（1割の額が5,000円を超えるときは、5,000円）
日額利用⇒1日400円
- ・2号認定（令和4年4月1日時点で3歳以上の子ども）
年収約360万円相当未満の世帯⇒0円
年収約360万円相当以上の世帯
⇒第1子は月額利用で1,300円又は日額利用で1日400円
⇒第2子は月額利用で320円
⇒第3子は0円
※「第〇子」は保育料算定と同様に数えます。詳細は各園にお問い合わせください。
※実施施設は1～3ページで御確認ください。

(5) その他利用に当たっての留意点

■ ならし保育期間について

保育施設・事業所を利用してから約2週間（子どもの状況により異なります。）、子どもが環境の変化に慣れていくよう保育時間を徐々に増やす「ならし保育」を実施する場合があります。なお、ならし保育の期間も保育料はかかります。育児休業明けや就労内定状態で申込される方は、ならし保育期間を含め、育児休業終了日又は就労開始予定日の2週間前の日付から利用が希望できます。

■ 産前産後休暇・育児休業明けの時期からの利用申込みについて

「産前産後休暇・育児休業取得証明書」の提出が必要です。利用開始希望日は、育児休業期間に基づき決まります。また、保育所等への入所が決定次第、育児休業を短縮して復帰する場合の申込みは、上記証明書の育児休業短縮欄（雇用主記入）、育児休業取得に係る同意欄（本人記入）の記入も必要です。詳しくは、こども育成課保育給付係までご相談ください。

■ 利用申込後、申込内容に変更があった場合

「求職中だったが就労した」「退職した」「同居者が増えた」「育児休業を延長した」「住所が変わった」など、申込後に申込内容の変更が生じた場合は、状況に応じて書類を提出していただく場合がありますので、こども育成課保育給付係に必ずご連絡ください。利用決定後に申込時と状況が異なっていたことが判明した場合、入所いただけない場合があります。また、申込みを取り下げる場合も必ずご連絡ください。

■ 現況届

入所が決定し在園している場合は、毎年12月に認定状況等の確認のため現況届の提出が必要です。

■ 特別支援保育（原則、年度当初3歳以上の子どもが対象です。）

心身に障害等があり、保育を行うにあたり特別な支援が必要な子どもを対象に、様々な保育上の配慮をしながら特別支援保育を実施しています。詳細については、こども育成課保育給付係にお問い合わせください。実施施設については、1～3ページの施設一覧をご確認ください。

■ 広域利用について

利用を希望する保育施設・事業所の所在地市町村と保護者の居住する市町村が異なる場合は、広域利用となり、市町村の間での調整により利用の可否を決定します。住民登録をしている自治体で申込みをしてください。



市外に引っ越す予定がありますが、転居後も引き続き市内の保育施設・事業所を利用したいと考えています。何か手続は必要ですか？

⇒転居後も市内の保育施設・事業所の利用を希望される場合は、必ず転居される前にこども育成課保育給付係へご連絡ください。旭川市と転居先の市町村で協議を行います。協議の結果、利用ができない場合もあります。

5 保育料

(1) 保育料の算定方法について

- 保育料は、市町村民税の課税状況で決定し、算定に用いる課税年度は毎年9月に更新します。

＜令和4年度＞

【4月】

【9月】

【3月】

令和3年度市町村民税に基づく保育料

令和4年度市町村民税に基づく保育料

※令和3年度市町村民税：令和2年1月～令和2年12月までの収入等に基づき決定されます。

※令和4年度市町村民税：令和3年1月～令和3年12月までの収入等に基づき決定されます。

- 保育料及び副食費免除の有無（以下、保育料等）は、保護者及び保護者と同居している扶養義務者（子どもから見た民法上の扶養義務者であって、家計の主宰者である者をいいます。）の課税額の合計額により決定します。



祖父母と同居しているのですが、祖父母の税額も保育料等に影響するのですか？

次の場合に、祖父母などの扶養義務者を家計の主宰者と見なし、祖父母などの課税額も合算して保育料等を決定します。

条件①：保護者（父母）の収入（※1）が、主宰者判定基準額（※2）よりも少ない



条件②：保護者（父母）の収入（※1）が、1番収入の多い扶養義務者の収入よりも少ない



祖父母などの扶養義務者の課税額を合算して保育料等を決定します。

- ※1 収入は、児童手当等の各種手当や、年金・養育費を含み、保育料等決定に用いる市町村民税の算定基礎となる年の収入（令和3年度市町村民税⇒令和2年収入、令和4年度市町村民税⇒令和3年収入）又は直近3か月の収入を用います。
- ※2 主宰者判定基準額は、生活保護の最低生活基準を基に設定しています。（具体的な額は、個々の世帯状況で異なります。）
- ※3 確定申告等により市町村民税額に変更があった場合は、保育給付係にご連絡ください。
- ※4 国外から転入された方で、市町村民税の情報がない場合は、対象期間の収入がわかるものを提出してください。収入がわかるものを用意できない場合は、保育給付係にご連絡ください。
- ※5 対象年度の税情報が旭川市にない方については、入所決定後保育料を概算し、課税額のわかるものの提出を市から依頼します。入所申込時に対象年度の課税額がわかる書類をお持ちの場合で、事前にご提出いただいた場合は、再提出は不要です。

(2) 旭川市保育料表（令和3年9月1日現在）

【表】 3号認定子ども及び平成31年4月2日以降に生まれた2号認定子ども

※1号認定子ども及び平成31年4月1日以前に生まれた2号認定子どもの保育料は0円です。

世帯の階層区分			保育料（月額：円）	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等		0	0
B	A 階層を除き市町村民税が非課税の世帯		0	0
C1	A 階層及びB 階層を除き、市町村民税の所得割額【※1】が次の区分に該当する世帯	48,600 円未満（均等割のみ含む。）	7,800 (0)	7,700 (0)
C2		48,600 円以上 53,000 円未満	11,000 (0)	10,800 (0)
C3-①		53,000 円以上 57,700 円未満	14,800	14,500
C3-②		57,700 円以上 69,000 円未満	(0)	(0)
C4-①		69,000 円以上 77,101 円未満	19,100	18,800
C4-②		77,101 円以上 87,000 円未満	(0)	(0)
C5		87,000 円以上 105,000 円未満	24,000 (0)	23,600 (0)
C6		105,000 円以上 123,000 円未満	30,200 (0)	29,700 (0)
C7		123,000 円以上 140,000 円未満	33,400 (0)	32,800 (0)
C8		140,000 円以上 163,000 円未満	36,700 (0)	36,100 (0)
C9-①		163,000 円以上 169,000 円未満	40,000 (0)	39,300 (0)
C9-②		169,000 円以上 193,500 円未満	40,000 (10,000)	39,300 (9,820)
C10		193,500 円以上 254,000 円未満	47,400 (11,850)	46,600 (11,650)
C11		254,000 円以上 360,000 円未満	54,900 (13,720)	54,000 (13,500)
C12		360,000 円以上 415,000 円未満	63,400 (15,850)	62,300 (15,570)
C13		415,000 円以上	72,000 (18,000)	70,800 (17,700)

<備考>

1 多子軽減

(1) C1 階層からC9-①階層までの場合

保護者と生計を一にする子ども（年齢は問いません。）【※2】が2人以上いる場合、そのうち年齢の高い子どもから数えて第2子目の保育料は表の（ ）内の額、第3子目以降の保育料は0円となります。

(2) C9-②階層からC13階層までの場合

保護者と同一世帯に小学校就学前の認可保育所等【※3】を利用している子どもが2人以上いる場合、そのうち年齢の高い子どもから数えて第2子目の保育料は表の（ ）内の額、第3子目以降の保育料は0円となります。

2 ひとり親世帯等への軽減

ひとり親世帯等【※4】であってC1 階層からC4-①階層に該当する世帯の保育料の額は、階層区分ごとに次に定める額となります。

(1) C1 階層からC4-①階層：2,700 円

保護者と生計を一にする子ども（年齢は問いません。）【※2】が2人以上いる場合、そのうち年齢の高い子どもから数えて第2子目以降の保育料は0円

3 その他の軽減

特別支援保育事業の対象となる子どもの保育料は、表や備考1 及び2で定める額の半額となります。

【※1】

住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の所得割額は、これらの金額を足し戻した額で計算を行います。

【※2】

保護者と同居する子どもは、特段の事情がある場合を除き、保護者と生計を一にしているものとみなします。別居している場合でも、税法上や健康保険上の扶養状況等を勘案し、生計を一にしていると認められる場合は、生計を一にするものとみなします。

【※3】

認可保育所等とは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所、幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を言います。また、幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所以外の施設・サービスを利用されている場合、在籍状況等を確認するため在園証明書の提出が必要です。

【※4】

ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯を言います。

- ① ひとり親世帯であって現に子どもを扶養している世帯
- ② 次の在宅障がい者（児）を有する世帯
 - ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ・特別児童扶養手当の支給対象児、障害年金の受給者を有する世帯

【重要！】

世帯の子どもに増減があった場合（例：就職をきっかけに子どもが別居し独立した場合、子どもが進学で別居することになったが税法上又は健康保険上の扶養に入っている場合など）は、異動があった当月又は翌月から保育料や副食費の支払の有無について変更となることがありますので、速やかに保育給付係（旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎5階 電話：0166-25-9845（直通））まで届出又はご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、別居の子どもを扶養している場合、扶養の事実を確認できる書類（健康保険証の写し等）を提出してください。

※ 健康保険証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を黒塗りするなどして除いたものを提出してください。

○ 副食費の徴収について ○

1号認定子ども及び平成31年4月1日以前に生まれた2号認定のお子様の副食費（おかず、おやつ代等）については、施設に直接お支払いください。なお、次の①または②にあてはまる場合は副食費が免除されます。

①年収約360万円未満の世帯の全ての子ども

②保護者と生計を一にする子ども（年齢は問いません）のうち、年齢が高い子どもから数えて第3子以降の子ども

※副食費が4,500円以上の施設の場合、差額分を施設にお支払いいただく場合がございます。

(3) 月の途中で入所又は退所した場合の保育料について

月途中で入退所した場合、保育料の額は日割計算します。

■ 保育料×{在籍日数(25日を超えるときは25日)/25日}

※保育料の日割り計算にて生じた額に10円未満の端数がある場合は切り捨てとします。

(4) 保育料の確認方法(参考)

保育料は、次の①、②の書類の**太枠部分**に記載されている市町村民税の所得割額を12ページの保育料表に照らし合わせて決定します。均等割額のみ課税されている世帯については、保育料が発生する場合があります。なお、政令指定都市から転入された方については、政令指定都市以外の自治体と同様の計算方法にて割り出された所得割額の金額を使用して保育料を決定します。

① 「給与所得等に係る市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」

年度 給与所得等に係る市町村民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書

所得	給与・収入 税・所得 源泉徴収 その他の所得計	主たる給与 以外の合計 所得区分	課税所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	税額 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 差引納付額⑫(⑧-⑩-⑪) 変更前税額⑬ 増減額⑭(⑬-⑫) 変更月	納付 6月分 7月分 8月分 9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分
----	----------------------------------	------------------------	--	--	--

【注意!】
税額控除に、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除が含まれている場合は、その税額控除相当額を足し戻して保育料を算定します。

② 「市町村民税・都道府県民税税額決定・納税通知書」

令和3年度 市民税・道民税課税明細書(2)

区分	課税標準額	税率	市民税額	道民税額
総所得	円	9	円	円
山林所得	円		円	円
肉用牛の売却価額	円		円	円
分離短期一般分	円	11	円	円
分離短期軽減資産分	円		円	円
分離長期一般分	円		円	円
分離長期特定資産分	円		円	円
分離長期軽減資産分	円		円	円
株式等の譲渡所得(一般分・上場分)	円		円	円
上場株式等の配当等	円		円	円
先物取引	円		円	円
算出所得割額合計			円	円
税調整控除額			円	円
配当控除額			円	円
住宅借入金等特別税額控除額			円	円
寄附金税額控除額			円	円
調整額・外国税額控除額			円	円
所得割額 ①			円	円
均等割額 ②			円	円

住所 氏名 様 通知書番号

①より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額 A 円

年税額③(①+②) 円

Aに係る充当額④ 円

特別徴収税額(給与)⑤ 円

特別徴収税額(公的年金)⑥ 円

普通徴収税額③-④-⑤-⑥ 円

控除不足額 A-④ 円

※①、②の書類がどのような書類かわからない場合は、16ページをご覧ください。

6 利用手続に必要な書類

（１）新たに利用申込みをする場合、又は現在通っている施設・事業所を継続利用する場合
手続には、次に掲げる書類が必要です（様式は各施設・事業所又はこども育成課窓口にて配布して
おります。）。

- 1. 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（現況届）（1号～3号認定で新規申込の場合のみ）
- 2. 保育の利用申込書（2号・3号認定で新規申込の場合のみ）
- 3. 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定現況届（2号・3号認定で継続利用の場合のみ）
- 4. 保育の必要性を証明する書類（2号・3号認定の場合のみ）

保護者等の状況	必要な書類	証明又は記入者
会社勤めの方（会社員・パートなど）	就労証明書	勤務先
事業を営んでいる方	就労証明書 ※自営業を営んでいることを証明する書類の添付が必要。例：開業届出書、個人事業税納税通知書等の写し等	記入→本人 ※必要に応じて実績の確認できる書類等を提出いただく場合がございます。
内職をされている方	内職証明（確認）書	取引先
学校・職業訓練所等に通っている方	通学申立書と在学証明書	通学申立書→本人 在学証明書→学校・職業訓練所等
ご自身が病気の方	病気申立書と診断書等 ※診断書には、病名の他に、「自宅保育が困難」とする医師の証明が必要。	病気申立書→本人 診断書等→医療機関等
病気の親族等を看護又は介護している方	病気看護（介護）申立書と診断書等	病気看護申立書→本人 診断書等→医療機関等
求職活動中（仕事をする予定）の方	求職活動申立書 ※入所後90日以内に就労し、就労証明書を提出してください。	本人
産休・育休明けで利用を希望する方	産前産後休暇・育児休業取得証明書	勤務先
産前産後のみの利用を希望する方	出産申立書 母子手帳の写し（表紙と分娩予定日）	本人

- 5. 利用調整に関する書類（2号・3号認定で新規申込の場合のみ）

- ① 申込みされる子どもが身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合又は特別児童扶養手当・障害年金・障害福祉サービスを受給している場合は、手帳等の写しを提出してください。（利用調整における優先度が上がります。）
- ② 待機児童解消に向けた保育士不足の解消のため、保護者が保育に従事する保育士等として勤務する（内定を含む）場合は、次の確認書類を提出してください。（優先度が上がります。）

【対象となる勤務施設】

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、認可外保育施設、放課後児童健全育成事業を実施する施設等及びその他児童福祉施設

【確認書類】

保育士証、免許状、子育て支援員研修の修了証書等の写し

- 6. 保育料を決定するための書類（1号・2号認定は、副食費の徴収の免除対象者決定のため）
次のア～エの書類が必要です。（該当がない場合は、必要な書類はありません。）

<新規申請時のみ必要>

ア. 保護者又は扶養義務者に次のとおり市町村民税が旭川市に課税されていない方がいるとき

令和4年4月～令和4年8月の利用開始を希望するとき	令和3年度市町村民税が課税されていない方 （令和3年1月1日時点で旭川市に住民票がない方等）
令和4年9月～令和5年3月の利用開始を希望するとき	令和4年度市町村民税が課税されていない方 （令和4年1月1日時点で旭川市に住民票がない方等）



次の①～③の書類のうち、**いずれか1つ**の書類が必要です。

<令和4年4月～令和4年8月の利用開始を希望するとき>

- ① 令和3年度給与所得等に係る住民税特別徴収税額の決定通知書の写し
② 令和3年度住民税の納税通知書の写し ③ 令和3年度住民税所得・課税証明書

<令和4年9月～令和5年3月の利用開始を希望するとき>

- ① 令和4年度給与所得等に係る住民税特別徴収税額の決定通知書の写し
② 令和4年度住民税の納税通知書の写し ③ 令和4年度住民税所得・課税証明書

【①～③の書類について】

	書類	備考	留意点
①	給与所得等に係る住民税特別徴収税額の決定通知書の写し	会社・官公庁に勤務し、給与から住民税が差し引かれている場合に、課税年度の5・6月頃に勤務先から配付される通知書です。	課税明細部分がわかるようコピーしてください。
②	住民税の納税通知書の写し	自営業等で納付書で住民税を納めている場合に、課税年度の6月頃に市町村から郵送される通知書です。	課税明細部分がわかるようコピーしてください。
③	住民税所得・課税証明書	課税年度の前年度の1月1日時点で住民登録をしていた市町村に交付請求して得られる証明書です。	請求方法等は、お住まいだった市町村にお問い合わせください。

※ 令和4年度分の①～③の書類については、令和4年5月以降に発行される書類のため、それ以前に令和4年9月以降の利用開始を希望する場合は、①～③の書類について後日提出をお願いします。

※ ご提出がない場合、一旦保育料を暫定で計算し、後日提出を依頼します。

<新規申請・継続利用（現況届）共通> ※1号認定の場合は不要

イ. 保護者と同一世帯の者が、身体障害者手帳等の交付等を受けているとき



手帳の写し、手当・年金の受給証書の写しが必要です。

<対象となる手帳・手当等>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害年金証書

※保育料の階層区分が、表1のC1からC4-①階層（12ページ）のときに必要となるものであるため、これらの階層区分になることが見込まれないときは提出不要です。

ウ. 生活保護を受給しているとき



生活保護手帳の写し又は生活保護決定証明書（福祉保険部保護課で発行）が必要です。

工. 保育料の多子軽減に係る書類（新規の場合は入所決定後）



入所している又は入所が決定している子どもの他に、次に掲げる施設を利用している小学校就学前の子どもがいる場合、在園証明書を提出してください。多子軽減の適用を受け、保育料が低くなる場合があります。様式は、こども育成課窓口又は各施設・事業所で配布しております。

- ・児童心理治療施設、児童発達支援又は医療型児童支援発達支援

- 7. 入所している子どもの育児休業中の継続入所を希望される場合の必要書類（2号・3号認定）
「育児休業取得証明書」及び「育児休業中の保育所等継続入所に係る申立書」の提出が必要です。継続入所の希望期間や申立理由等によっては、希望どおりの入所ができない可能性がありますので、詳しくはこども育成課保育給付係まで事前にお問い合わせください。

（2）各種変更の手続

入所している間に世帯状況等の変更（転居、転職、退職、妊娠・出産、育児休業、婚姻、離婚など）があったときは、認定内容や保育料が変更となることがありますので、必ず子どもが通われている施設・事業所又はこども育成課へ次に掲げる書類を提出し、変更手続を行ってください。

※状況等に変更がない場合でも、毎年12月頃に状況確認のため、保育の必要性を証明する書類（2・3号認定のみ）の再提出をお願いしております。その他、提出された書類の内容等により、別途確認が必要な書類の提出をお願いすることがあります。

<提出するもの>

子ども・保護者の状況	必要書類
1.就労状況等が変更した	■ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書 ■ 変更の状況に応じ、保育の必要性を証明する書類（15ページ参照。1号認定は不要。）
2.婚姻	■ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書 ■ 婚姻後の「戸籍全部事項証明書」（本籍地が旭川市の場合は不要。） ■ 婚姻した相手の保育の必要性を証明する書類（15ページ参照。1号認定は不要。） ※本市に必要な課税情報がない場合は、婚姻した相手の方の所得・課税証明書等の提出が必要となる場合があります。
3.離婚 （離婚調停中含む）	■ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書 ■ 離婚後の「戸籍全部事項証明書」（本籍地が旭川市の場合は不要。） ■ 離婚調停中の場合は、調停期日呼出状又は事件係属証明書など ※父母が離婚前提で別居をした場合についても、別途書類が必要となる場合があります。
4.祖父母等と同居した	■ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定内容変更届 ※祖父母等の課税額を合算することになる場合（11ページ参照）で、本市に必要な課税情報がない場合は、同居した祖父母等の所得・課税証明書等の提出が必要となる場合があります。
5.生活保護受給開始・廃止	■ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書 ■ 生活保護決定・廃止証明書（福祉保険部保護課で発行）
6.障害の認定等を受けた	■ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書 ■ 手帳又は手当等の証書の写し（16ページ参照） ※保育料の階層区分が、12ページに記載の表のC1 からC4-①階層の場合に必要です。
7.市内転居	■ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定内容変更届 （住民票を異動してください。事情があり住民票を異動できない方はご連絡ください。）
8.氏名変更	■ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定内容変更届 （婚姻・離婚による場合は、「2.婚姻」又は「3.離婚」の手続を行ってください。）

7 手続きの一部にマイナンバーが必要になります

(1) マイナンバーが必要となる手続

- ・新規に認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園に限る。）を利用する際の支給認定手続

(2) 必要な書類

手続の際には、次に掲げる書類を提示してください。

■ 1. 個人番号カードを持っている場合

- ・個人番号カード

■ 2. 個人番号カードを持っていない場合

- ・記載事項に変更の必要がない通知カード若しくは、マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ・本人確認ができる書類として次に掲げる書類のいずれか

- | |
|--|
| <p>① 次に掲げる書類のうちいずれか1つ
運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書</p> <p>② ①に掲げる書類がない場合、次に掲げる書類のうちいずれか2つ
公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p> |
|--|



重要！

原則マイナンバーの提示が必要であるものの、利用手続自体は「(2) 必要な書類」に記載の書類がない場合でも通常通り行うことができますので、書類がない場合や忘れてしまった場合でもそのまま手続を進めることができます。

ただし、その場合であっても、認可保育所等の利用に際して今後マイナンバーの利用の必要性が生じたときは、本市において関係法令等に基づき、お子様及びその保護者のマイナンバーを確認・取得し、利用することがありますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

8 その他のサービス

（１）休日保育（認可保育施設・事業所を利用している方が対象です。）

日曜日や祝日に保護者が仕事などのため、子どもの保育が困難な方を対象に休日保育を実施している施設があります。利用を希望する場合は直接施設へお問い合わせください。

- 実施施設：北星おおぞら認定こども園（旭町2条6丁目 電話：51-2347）
幼保連携型認定こども園東光宮前こども園
（東光6条4丁目 電話：74-3690）
- 対象年齢：0歳～就学前の子ども（認可保育施設の2号・3号の在園児のみ対象）
- 利用時間：午前7時～午後6時（保育標準時間認定を受けている方）
午前8時～午後4時（保育短時間認定を受けている方）

（２）一時預かり（一般型）

保護者の緊急事態やリフレッシュに対応するため一時的に子どもを預けることができる施設があります。実施施設は1～3ページの施設一覧で確認し、利用を希望する施設へ直接お申込みください。

- 対 象 者：旭川市に住民票がある満1歳～就学前の子ども（認可保育施設の在園児は対象外）
- 利用期間：原則として週3日又は月15日以内
※保護者の入院等、緊急の場合に上記期間を超えての利用を希望する場合は直接施設にご相談ください。
- 利用時間：各施設の休園日を除く毎日（午前8時～午後6時） ※このうち8時間以内
（わんぱく保育園夜間園は午前9時～午後7時） ※このうち8時間以内
- 定 員：一日各10名程度（利用希望者が多い日は、利用できない場合があります。）
- 利 用 料：4時間以内の場合：一日600円 4時間を超える場合：一日1,200円
※生活保護世帯、前年度の市町村民税非課税世帯は全額免除
- 給 食：一日300円（希望制）

（３）一時預かり（幼稚園型）

認定こども園や幼稚園では在園児を対象に、教育標準時間の前や後に子どもを預けることができる事業を実施しています。仕事や通院などにより迎えが間に合わない場合だけでなく、家事の時間を確保するためや、リフレッシュなどのための利用も可能です。休日や長期休業期間に実施している園もあり、利用料金や預かり時間は園によって異なりますので、詳細は各園にお問い合わせください。

- 対 象 者：認定こども園（1号認定）又は幼稚園に在園する園児
- 利用期間：旭川市による制限なし
- 利用時間：各園の教育時間の前後及び休日・長期休業期間において各園が設定する時間
- 利 用 料：各園による独自設定（一日当たり：概ね平日400円、休日800円が目安）

子育て支援ナビゲーターにご相談ください

保育所・認定こども園・幼稚園等の施設や一時預かり事業に関する情報提供を行っています。
子育てに関する施設の様々な疑問にお答えしますので、お気軽にご相談ください。

【問合せ先】25-6888（平日 午前9時15分～午後5時15分）

（４）病児・病後児保育（事前に登録と利用予約が必要です。）

病気により集団生活が困難な子どもで、仕事等の事情により家庭で保育できない場合に利用できます。急性期の児童が対象の「病児保育」と、回復期の児童が対象の「病後児保育」の２種類の事業があります。事前登録や利用予約については、各実施施設にお問い合わせください。

- 対 象 者：旭川市に住民票がある生後５か月～概ね小学校３年生までの子ども
- 実施施設：【病児】北彩都病児保育室まほうのちから（宮下通１１丁目 電話：７４－５３３４）
【病後児】旭川市立新旭川保育所（大雪通７丁目 電話：２３－１５０５）
【病後児】ほのぼの保育園（春光３条７丁目 電話：５３－４１０３）

- 利用定員：一日各３名
- 利用期間：各施設の休園日を除く毎日（午前８時～午後６時）、連続利用の場合は原則７日以内
- 利 用 料：５時間以内の場合：【病児】一日１,０００円 【病後児】一日８５０円
５時間を超える場合：【病児】一日２,０００円（２日目以降１,０００円）
【病後児】一日１,７００円（２日目以降８５０円）

※生活保護世帯、前年度の市町村民税非課税世帯は全額免除。２日目以降の料金については、同一疾病で連続して利用した場合に適用されます。

- 給 食：一日３００円（希望制）
- お迎えサービス（病児のみ）：一日５００円（希望制）※保育園等～病児保育施設間の送迎です。

（５）地域子育て支援センター（乳幼児とその保護者が対象です。）

「育児相談」、「子育て講座」、「子育てサロンの開放」等気軽に利用できます。

利用できる時間帯や内容については、各センターへお問い合わせください。

名称	住所	電話番号
おひさま（鉄道弘済会旭川認定こども園）	春光２条８丁目	51-0637
こもれび（フィール旭川６階もりもりパーク内）	１条通８丁目	56-0763
ほっとほたる（永山ほたる保育園）	永山町５丁目	46-4749
によきによき（豊岡蘭契認定こども園内）	豊岡３条３丁目	38-6816
いずみ（いずみこども園）	神居９条４丁目	62-8986
ぴよんぴよん（旭川あゆみ幼稚園子育てセンター内）	旭神町２２－５４	66-2332
ねむのき（北彩都子ども活動センターASOBI～BA内）	宮下通１４丁目	090-8271-8899
こまどりつ～ながれ（東鷹栖公民館内）	東鷹栖４条３丁目	070-5049-4523
ぱれっと（神楽児童センター内）	神楽３条６丁目	63-6201
ちゅうりっぷ（北門児童センター内）	北門町８丁目	52-0765

（６）旭川ファミリーサポートセンター育児型・上川中部こども緊急さぼねっと

育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方の会員制の組織で会員相互による育児の援助活動です。

- 旭川ファミリー・サポート・センター育児型（生後６か月～小学６年生以下の子どもが対象）
保育園などの保育時間終了後の子どもの預かり、幼稚園などへの送迎などを行っています。
- 上川中部こども緊急さぼねっと（０歳～小学６年生以下の子どもが対象）
子どもの病気による急な預かり、急な出張等による宿泊での預かりなどを行っています。

旭川市では、利用料金の助成を行っています。詳しくは下記担当までお問い合わせください。

【問合せ先】旭川市７条通１３丁目６０－８ ウォーム７１３－１０２号室

特定非営利活動法人旭川ＮＰＯサポートセンター内

電話：７４－５３８０（平日 午前８時４５分～午後５時１５分）

9 民間の放課後児童クラブ実施施設・事業所一覧

旭川市内には、放課後児童クラブを実施している教育・保育の施設・事業所があります。

■放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

各放課後児童クラブには、遊具や図書等を備えた専用区画があり、保育士資格や教員免許等を持つ放課後児童支援員や専門研修を修了した補助員が児童の育成支援に当たります。

※申込方法や利用条件、利用料金、対象となる小学校区等の詳細については、各放課後児童クラブに確認してください。（基本利用料金におやつ代等を含むところと含まないところがあります。）

※放課後児童クラブによっては、夜間の延長利用や夏休み・冬休みなどの期間利用に対応している場合があります。

※放課後児童クラブによっては、弟妹が教育・保育の施設・事業所を利用する場合に利用料金の減免制度を設けている場合があります。

※旭川市が実施する放課後児童クラブの申込方法や利用条件等については、こども育成課こども事業係（電話：25-9127）にお問い合わせください。

地区	名称	所在地	問合せ先	定員	関係する教育・保育の施設・事業所等
北星	放課後児童クラブ大町キッズ	大町2条12丁目 幼保連携型認定こども園 大町のぞみこども園内	73-8625	29	幼保連携型認定こども園 大町のぞみこども園
	集イーバ	川端町3条4丁目	51-0613	36	らんけい保育園
春光	放課後児童クラブ「ナーモ」	春光台3条4丁目 認定こども園百華幼稚園 分園内	51-3850	30	認定こども園百華幼稚園
末広	旭川蘭契放課後児童クラブ	末広1条2丁目	53-5386	35	保育所型認定こども園 旭川蘭契こども園
	森のひみつきち	東鷹栖4条5丁目 幼保連携型認定こども園 東鷹栖森のこども園内	73-6911	20	幼保連携型認定こども園 東鷹栖森のこども園
新旭川	みどりクラブ	金星町1丁目	26-2972	40	・さらな保育園 ・みどり幼稚園
永山	放課後児童クラブ 『チャレンジ秋月』	秋月2条2丁目 幼保連携型認定こども園 秋月こども園内	46-1080	30	幼保連携型認定こども園 秋月こども園
	アフタースクールケア グリーンフィールド	永山7条20丁目 幼保連携型永山太陽認定 こども園内	76-6080	40	幼保連携型永山太陽認定 こども園
神居	児童クラブほびっと	神居町神岡 241番地1	61-2233	25	いすみこども園
	じどうくらぶ olioli	神居3条18丁目	63-6117	24	なし
神楽岡・緑が丘	アフタースクール“あゆみ”	旭神町22-65	66-2332	117	・旭川あゆみ幼稚園附属保育園 ・旭川あゆみ幼稚園
	児童クラブふらっと	緑が丘南3条1丁目	56-1093	30	なし
東光	真和保育園放課後児童クラブ	東光17条5丁目 真和保育園内	76-7092	19	真和保育園
	東光宮前放課後児童クラブ	東光6条4丁目 幼保連携型認定こども園 東光宮前こども園内	74-3690	30	幼保連携型認定こども園 東光宮前こども園
	ふれんどリーくらぶ	東光1条1丁目	33-1920	40	ふれんどリー保育園

10 認可外保育施設一覧

※以下の施設に関する入園申込・保育内容・保育料等については、各施設に直接お問い合わせください。

(1) 私立認可外保育施設（令和3年9月1日現在）

- ・児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていませんが、独自性を持った集団保育を行っている保育施設です。
- ・保護者の就労状況にかかわらず入所することができます。

※入園申込・保育内容・開所時間・保育料・給食等は各施設で設定しております。

※月ぎめ契約の外に一時預かりを実施している園もありますので各施設にお問い合わせください。

名称	所在地	問合せ先	入所年齢
らんけい保育園	川端町3条4丁目	51-0613	0歳3か月-学童
caro nino(カーロ ニーノ)	緑が丘2条1丁目	090-2059-5134	1歳-就学前
なかよし保育園	豊岡2条2丁目	31-5808	1歳-就学前
さくらんぼ保育園	東旭川北3条5丁目	36-4170	0歳3か月-就学前
複合型子育て支援施設いちいっ子	大町2条11丁目	55-1154	0歳11か月-学童
ちびっこ保育園はっぱぐみ	豊岡5条4丁目	73-5114	3歳-就学前
エンゼル保育園	春光台5条3丁目	73-7680	1歳-就学前
豊岡ばんだ保育園	豊岡5条1丁目	31-1544	1歳-就学前

(2) 企業主導型保育事業（令和3年9月1日現在）

- ・設置・運営の費用を国が助成し、会社が従業員のために設置している保育施設です。
- ・定員に余裕がある場合は地域住民も利用することができます。
- ・利用をするにあたり市町村からの教育・保育認定（2・3号）が必要となります。

※企業主導型保育事業施設の中には非在園児のために一時預かり事業を実施している施設もありますので、各施設にお問い合わせください。

名称	所在地	問合せ先	入所年齢
うれしば保育園	5条通12丁目	76-1398	0歳2か月-就学前
うれしば保育園宮下	宮下通19丁目	74-5013	0歳2か月-就学前
保育園げんき！東光園	東光12条3丁目	73-8576	0歳2か月-2歳
ジョイフルキッズプリスクール	川端町1条4丁目	51-3344	0歳2か月-就学前
ふれんどりー保育園	東光1条1丁目	76-5116	0歳2か月-就学前
藤原さんち保育園～つむぐ～	緑が丘東3条1丁目	76-5040	3歳-就学前
旭川ままのわ保育園	東8条2丁目	22-1170	0歳2か月-就学前
はこにわ保育園	旭神2条3丁目1-7	85-7984	0歳2か月-就学前

～認可外保育施設に入所した場合の保育料の無償化・補助対象について～

①保育の必要性があると認定された3歳から5歳児については、月額37,000円までの保育料が無償化となります。0歳から2歳児については、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯を対象として、月額42,000円までの保育料が無償化となります。手続きについては各施設にお問い合わせください。

②認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）の保育料の一部に対しても補助制度があります。上記①に該当せず、市民税の所得割額が一定額以下で、子どもが複数いる世帯またはひとり親世帯等は該当となる場合がありますので、詳しくは、こども育成課こども育成係（TEL：25-9844）までお問い合わせください。